

パートナーシップ宣誓書受領証の提示で利用可能な制度・サービス

(令和8年2月末現在)

No.	制度・サービス名称	概要	同居要件		其他要件	担当課	備考
			同一世帯のみ	別世帯可		担当課・連絡先	
1	鎌倉市営住宅への入居申込	鎌倉市営住宅の入居者募集（毎年9月頃実施）において、同一世帯として入居申込ができます。	○		市営住宅の申込においては、世帯構成の他に、年齢や収入等の条件があります。	都市整備総務課住宅担当 (0467-61-3679)	
2	罹災証明書の交付申請	委任状省略・配偶者同様に交付申請可		○	住所のわかる身分証明書の提示	鎌倉消防署警備課 (0467-25-7524) 大船消防署警備課 (0467-43-2424)	
3	救急搬送証明書の交付申請	関係者同様に交付申請可		○	個人情報保護法に抵触しない限り交付可	鎌倉消防署警備課 (0467-25-7524) 大船消防署警備課 (0467-43-2424)	委任状の提出を求める場合があります。
4	職員厚生会慶弔費（鎌倉市職員対象）			○		職員課 (0467-23-3000)	
5	市税等証明書の取得	本人に代わって市税等証明書を取得する。	○			納税課税制担当 (0467-23-3000)	通常の同居親族の場合と同様の取扱いとなります。
6	罹災証明書（火災をのぞく）の取得	本人に代わって罹災証明書を取得する。		○		納税課税制担当 (0467-23-3000)	火災にかかる罹災証明書は消防本部の所管です。